

テーマ 1：効果的な入職の在り方に関する研究

1 本テーマの趣旨

近年、学校が抱える課題がより複雑・困難となっている一方、教師の大量退職に伴う大量採用が進行している中で、初任者であっても教師として高い実践的指導力が求められるとともに、優秀な人材の確保が課題となっている。

従前、優秀な人材の確保に向けては、各都道府県教育委員会等における教員採用試験において、教科に関する専門的知識や一般教養、教職に関する教養に関する筆記試験が行われるとともに、面接試験等の人物を重視した選考、また、実技や模擬授業等による選考等の工夫が行われている。さらに、特定の資格による一部試験免除や加点、教職や民間での勤務実績を評価した選考など様々な取組が行われている。（各都道府県教育委員会等における教員採用試験の取組状況等については文部科学省ホームページ

（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1243155.htm）を参照のこと。）

こうした取組については、より優秀な人材を教職に迎えるため、不断に改善が図られる必要があるが、教員採用試験における成果は個人情報保護の観点から秘匿性が高く、また、教職の成果は定量的に測りづらいものであるため、これまで必ずしもそうした改善を図るための客観的な情報は十分ではなかった。

このため、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））の視点を踏まえ、教員採用試験の実施内容、結果等と入職後の実績との関連性を明らかにするなどして、優れた教師を確保するための教職への入職の在り方について調査研究を実施する。

2 調査研究内容

○ 例えば、以下の観点を踏まえ、教員採用試験の実施内容、結果等と入職後の実績との関連性を明らかにし、優れた教師を確保するための教職への入職の在り方について調査研究する。

①教員採用試験の実施内容等

以下のような要素を勘案することが考えられる。（このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。）

- ・教科専門試験の内容、成績
- ・一般教養、教職教養試験の内容、成績
- ・面接試験の内容、成績
- ・作文、小論文等の課題の内容、成績
- ・模擬授業、場面指導、指導案作成等の課題の内容、成績
- ・実技試験の内容、成績
- ・特定の資格、実績による選考の内容、成績
- ・特定の経歴（教職、民間経験等）による選考の内容、成績
- ・学位や免許状の保有状況

②入職後の実績等

以下のような要素を勘案することが考えられる。（このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。）

- ・教科指導力

- ・生徒指導力
- ・指導的立場への配置や校務分掌の状況等
- ・教職大学院への派遣など、計画的な学校リーダー養成の対象とされているか
- その他、調査研究の実施に当たっては以下に点に留意すること。
 - ・調査を効率的に進めるとともに調査対象の均質性を確保する観点から、一つの自治体のみを調査対象とすることで構わないこと。
 - ・入職後の実績等については自治体において既存の整備された指標等があれば活用するとともに、本調査研究のためにアンケート等により近似的に測ることも考えられること。
 - ・関連する法令等に従い、個人情報の取扱いを適切に行うこと。
 - ・EBPMを進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫がされていること。

3 公募対象

- (1) 都道府県又は指定都市の教育委員会
- (2) 学校等設置法人
- (3) (2) 以外の法人格を有する団体（別紙様式5を提出すること）

テーマ2：効果的な特別免許状等を活用した採用に関する研究

1 本テーマの趣旨

近年、学校が抱える課題がより複雑・困難となっている一方、教員の大量退職に伴う大量採用が進行している中で、初任者であっても教員として高い実践的指導力が求められるとともに、優秀な人材の確保が課題となっている。

特に、現代的な教育課題に効果的に対応するためには、高度な専門性を持った多様な人材を適時に教職に迎えることが重要であり、そのための特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用が期待されているところである。

今般改訂が行われた新たな学習指導要領においても「社会に開かれた教育課程」を掲げ、教育課程の実施に当たって、地域の人的資源等を活用し、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることとしている。

文部科学省においては、これまで、優れた知識経験を有する社会人等の活用を促進する観点から、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の策定や事例集の作成等の取組を行ってきた。(文部科学省における特別免許状の活用促進に係る取組状況等については文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326555.htm) を参照のこと。)

以上のような状況を踏まえ、近年、各都道府県教育委員会における優れた知識経験を有する社会人等の活用は進んできているところであるが、さらに各制度が学校現場に定着し、効果的に運用されていくためには、その教育的な効果をより詳細に明らかにしていくことが重要である。

このため、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））の視点を踏まえ、特別免許状等の資格を得て入職した者について、その資格要件と入職後の実績との関連性や、民間事業者の学校教育への人的協力に当たっての意向や効果的な分野及び時期、企業的意義等について明らかにするなどして、効果的な特別免許状等を活用した採用の在り方に係る調査研究を実施する。

2 調査研究内容

以下のA及びBの調査研究を実施する。(原則としてそれぞれについて1件ずつ採択する。)

A 効果的な特別免許状等を活用した採用に関する研究

○ 例えば、以下の観点を踏まえ、特別免許状等の資格要件と入職後の実績との関連性を明らかにし、効果的な特別免許状等を活用した採用の在り方について調査研究する。

①特別免許状授与の要件等

以下のような要素を勘案することが考えられる。(このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。)

- ・対象とする学校種、教科
- ・教科に関する授業に携わった経験の確認方法、成績
- ・教科に関する専門分野に関する勤務経験等の確認方法、成績
- ・面接評価等による資質の確認方法、成績

②入職後の実績等

以下のような要素を勘案することが考えられる。(このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。)

- ・教科指導力
- ・生徒指導力
- ・指導的立場への配置や校務分掌の状況等
- ・教職大学院への派遣など、計画的な学校リーダー養成の対象とされているか

③特別免許状等の資格を得て入職した者への支援等

以下のような要素を勘案することが考えられる。(このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。)

- ・研修の実施状況(特に初任段階における指導方法に係るもの)

○ その他、調査研究の実施に当たっては以下に点に留意すること。

- ・特別免許状等の活用状況は自治体により大きく異なることから、より汎用性のある調査研究成果を得るため、可能な限り複数の自治体を調査対象とすること。(そのための全国的な実施状況に係る情報提供や自治体に対する協力依頼など文部科学省において必要な協力を行うこと。)
- ・入職後の実績等については自治体において既存の整備された指標等があれば活用するとともに、本調査研究のためにアンケート等により近似的に測ることも考えられること。
- ・普通免許状の授与を受けて入職した者との比較分析を行うことが望ましいこと。
- ・関連する法令等に従い、個人情報の取扱いを適切に行うこと。
- ・EBPMを進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫がされていること。

B 民間事業者における学校教育への人的協力の在り方に関する研究

○ 例えば、以下の観点を踏まえ、民間事業者の学校教育への人的協力に当たっての意向や効果的な分野及び時期、企業的意義、必要とされる支援等について調査研究する。

①民間事業者の意向等

以下のような要素を勘案することが考えられる。(このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。)

- ・学校教育に協力できると考えられる分野
- ・学校に従業員を派遣しやすい時期、時間帯等

- ・学校への派遣を希望する従業員の役職、年齢等
- ・学校に派遣する従業員に期待する効果
- ・学校に従業員を派遣する企業の意義
- ・学校に従業員を派遣するに当たり懸念される事項
- ・学校教育に協力するために必要な行政上の支援
- ・従業員の兼業・副業の許可の状況
- ・従業員の教員免許状の保有状況

②民間事業者における学校教育への人的協力の事例等

以下のような要素を勘案することが考えられる。(このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。)

- ・民間事業者と学校の双方へのメリット
- ・より効果的な連携・協力を行うための課題

○ その他、調査研究の実施に当たっては以下に点に留意すること。

- ・より汎用性のある調査研究成果を得るため、可能な限り複数の民間事業者を対象とすること。(そのための民間事業者に対する協力依頼など文部科学省において必要な協力を行うこと。)
- ・関連する法令等に従い、個人情報の取扱いを適切に行うこと。
- ・EBPMを進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫がされていること。

3 公募対象

- (1) 都道府県の教育委員会
- (2) 学校等設置法人
- (3) (2) 以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）

テーマ 3：校長及び教員としての資質の向上に関する指標と研修の効果的な連動に関する研究

1 本テーマの趣旨

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）の施行（平成 29 年 4 月 1 日）に伴い、校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の全国的整備が図られた。

指標は、養成・採用・研修を通じて教師の職能成長を支えるためのものであり、関係者の教師の資質能力向上に向けた取組の基軸となるべきものであるが、研修に関しては、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき、教員の任命権者（中核市教育委員会を含む。）は指標を踏まえて教員研修計画を策定する必要がある。

以上は基本的な枠組みであり、実際にこうした仕組みが教師の資質能力の向上につながるためには、一つ一つの取組が効果的に連動したものでなければならない。具体的には、教員研修計画が質・量ともに指標の内容と十分に対応したものであることはさることながら、実際に教師一人一人にとって指標が目指すべき職能成長の姿となり、教員研修計画がそのための手段を示したものとなり、そのための研修参加が図られる必要がある。

そのような指標の活用を進めるため、各地域においては様々な取組が行われているが、そのための一つの鍵となるものは、研修ポートフォリオの活用であると考えられる。それは、教師

自身が自らの研修履歴を振り返るとともに、学校管理職等が研修履修指導を行うことに資するものである。更に、そうしたポートフォリオ管理を容易にするものは教職員の研修履歴を管理する情報システムである。

文部科学省の調査によると、平成 29 年度時点において、都道府県・政令市・中核市等の教育委員会のうち、そのような情報システムを導入しているのは 21 教育委員会（18.3%）、そのうちそれを研修履歴の振り返り等に役立てているのは 13 教育委員会（61.9%）、研修履修指導等に役立てているのは 16 教育委員会（76.2%）となっており（速報値）、更なる活用が図られることが期待される。

以上を踏まえ、学び続ける教師を支える仕組みの具体化のため、情報システムにより教職員の研修履歴を蓄積し、指標を踏まえて当該情報を学校管理職等が教職員に対する研修履修指導に活用するなど、指標と教員研修の効果的な連動の在り方について調査研究を実施する。

2 調査研究内容

- 例えば、以下のような取組に焦点を当て、指標と教員研修の効果的な連動について調査研究する。（このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。）
 - ・ 指標を効果的に現職教員に周知するための取組
 - ・ 現職教員が効果的に教員研修計画にアクセスし、活用できるようにするための取組
 - ・ 教職員の研修履歴を蓄積し、活用するための取組
 - ・ 教職員の研修履歴を管理するための情報システムの活用
 - ・ 日常的な教育活動における教員の課題の見立てと研修履修指導を連動させるための取組
- その他、調査研究の実施に当たっては以下に点に留意すること。
 - ・ 一つの自治体を調査対象として取組を詳細に検証するほか、複数の自治体を調査対象として様々な事例を比較検証することも考えられること。
 - ・ 関連する法令等に従い、個人情報の取扱いを適切に行うこと。
 - ・ EBPM を進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫がされていること。

3 公募対象

- （１） 都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会
- （２） 学校等設置法人
- （３） （２）以外の法人格を有する団体（別紙様式 5 を提出すること）

テーマ 4：研修の単位化・専修免許状取得プログラムの開発

1 本テーマの趣旨

教師の主体的な「学び」を適正に評価し、その学びによって得られた能力や専門性などの成果を見える形で実感できるような取組やそのための制度構築を進めていくことが急務である。

このため、教育委員会と大学等の関係者が教師の育成ビジョンを共有しつつ、各種の研修や大学等が提供する履修証明プログラムなどの様々な学びの機会を単位化し積み上げることにより、履修証明や専修免許状の取得が可能となるような体制を構築していくことが必要である。

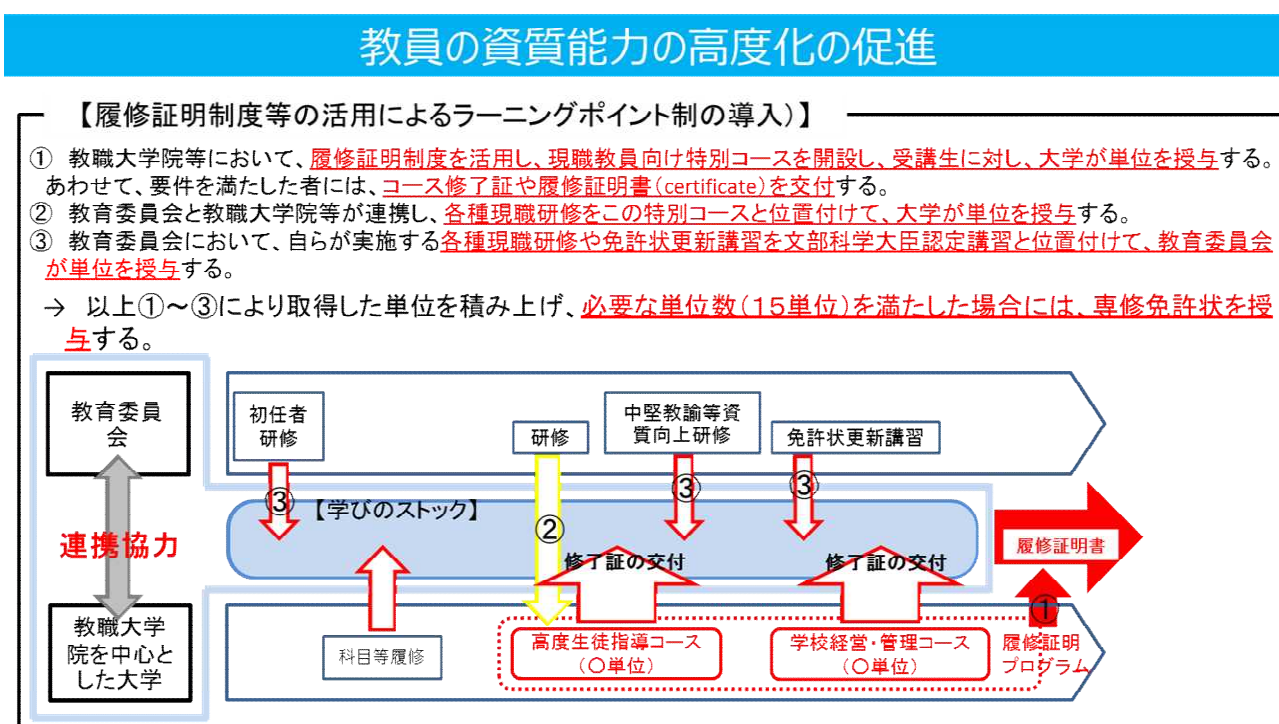
これらを実現するため、教職大学院等と教育委員会が連携しながら現職教員を対象とした履修証明プログラムや現職研修を開設するとともに、教員免許更新講習等も免許法認定講習とし

て活用しつつ、これらの受講修了者に対して単位を授与するなどし、専修免許状の取得や能力証明に結びつけていくようなプログラムを構築する取組について、調査研究を実施する。

2 調査研究内容

- 教育委員会と大学等による協議会を活用し、又は別途の検討委員会を設置し、現職教員に対して調査を実施するなどしながら、どのようなプログラムが有効かつ受講可能であるかなどの検討を行う。大学と教育委員会が連携協力し、様々な仕組みを活用し、専修免許状等を取得するプログラムの開発、実践を行う。

【事業イメージ図】



3 公募対象

- (1) 都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会
- (2) 学校等設置法人

テーマ5：働き方改革推進のための研修の在り方に関する研究

1 本テーマの趣旨

平成26年に公表された経済協力開発機構（OECD）が実施した国際教員指導環境調査（TALIS）2013において、我が国の教師の勤務時間は参加国中最長となった。また、平成30年9月に公表された教員勤務実態調査の分析結果及び確定値においては、教師の厳しい勤務の実態が改めて明らかになった。持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには学校における働き方改革が急務である。

中央教育審議会においては、平成29年6月の文部科学大臣からの諮問を受け、平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における

働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめた。学校における働き方改革を進める上では教員研修に対して期待されることも多く、例えば答申においては以下のような提言がなされている。

- ・「学校における働き方改革を進めていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠である。そのために、各教育委員会等においては、管理職の育成に当たって、教職員の組織管理や在校等時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力をこれまで以上に重視することが必要である。また、登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を挙げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価するとともに、そのマネジメント能力を高めていくため、働き方に関する研修の充実を図り、学校の教職員の働き方を変えていく意識を強く持たせることが重要である。」
- ・「管理職だけでなく、教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会等においては、そのために必要な研修を実施していくべきである。例えば、初任者研修等の若手教師を対象とした研修にその要素を入れた講義・演習を取り入れるといった工夫が必要である。」
- ・「若手教師の支援の観点からも、主幹教諭や指導教諭の役割は重要であり、文部科学省は、主幹教諭や指導教諭が校内研修において若手教師の指導力向上に向けて中心的な役割を果たしている例を収集・周知するとともに、主幹教諭の標準的な職務として、若手教師の能力向上に関する内容が含まれうることを示していくことが必要である。」

以上のような答申の内容を踏まえ、勤務時間を意識した働き方を学校現場に根付かせるための効果的な学校管理職に対する研修、一般の教員に対する研修の在り方について調査研究を実施する。また、学校内における適切な業務分担の在り方の一つとして、主幹教諭や指導教諭が学校内の若手教師の指導力向上に向けて中核的な役割を果たすモデルを創出する。

2 調査研究内容

○ 学校における働き方改革の推進に係る以下の（１）から（３）について、それぞれに掲げる調査研究の観点（そのうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもそれらに限られるものではない。）を踏まえ、調査研究を実施する。（原則としてそれぞれについて１件ずつ採択するが、（１）から（３）のうち複数のものを取り上げることも差し支えない。）

- （１）学校管理職に対する研修の在り方に関する調査研究
 - ・研修対象者の設定方法
 - ・研修の内容
 - ・研修成果の把握
- （２）一般の教員に対する研修の在り方に関する調査研究
 - ・研修対象者の設定方法
 - ・研修の内容
 - ・研修成果の把握
- （３）若手教師への支援に係る主幹教諭や指導教諭の役割の在り方に関する調査研究
 - ・主幹教諭や指導教諭の事務分掌
 - ・若手教師に対する支援の内容
 - ・成果の把握

- その他、調査研究の実施に当たっては以下に点に留意すること。
 - ・一つの自治体を調査対象として取組を詳細に検証するほか、複数の自治体を調査対象として様々な事例を比較検証することも考えられること。
 - ・EBPMを進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫がされていること。

3 公募対象

- (1) 都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会
- (2) 学校等設置法人
- (3) (2) 以外の法人格を有する団体（別紙様式5を提出すること）
- (4) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体（別紙様式5及び6を提出すること）
 - ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

テーマ6：民間教育事業者との連携による教員の資質能力向上

1 本テーマの趣旨

教員研修については教育委員会や大学による取組のほか、様々な民間教育事業者（職能団体、学習塾、人材育成サービスを提供する企業等）が独自の知見をいかして実績を積み重ねているところであり、そうした活力を導入することにより、我が国全体としての教員研修の多様化、発展が図られることが期待される。

このため、民間教育事業者と連携した教員研修プログラムの開発など、民間教育事業者の知見を活用した教員の資質能力向上を図る。

2 調査研究内容

- 民間教育事業者の知見を活用した、民間教育事業者と教育委員会等との連携・協働による、以下のような研修プログラムの開発、実践等を行う。（このうち一部のみを取り上げることも考えられるとともに、必ずしもこれらに限られるものではない。）
 - ・民間教育事業者が独自に培ってきた知見を教育現場にいかすための研修
 - ・民間企業等における職能開発の知見を教員研修にいかす取組
 - ・学校教育に関連する現代的な社会課題を取り上げた研修
 - ・e-learning など、ICT を活用した効率的・効果的な研修
- その他、調査研究の実施に当たっては以下に点に留意すること。
 - ・EBPMを進める観点から、調査研究成果を定量的に示すための工夫がされていること。

3 公募対象

- (1) 都道府県又は市町村の教育委員会
- (2) 学校等設置法人
- (3) (2) 以外の法人格を有する団体（別紙様式5を提出すること）
- (4) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

(別紙様式 5 及び 6 を提出すること)

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。